

兵庫県公報

平成19年10月12日 金曜日 第1918号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	7
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	7
○同上（同）	8
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	8
○特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	9
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	10
○都市公園の設置（公園緑地課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	11
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	14
○特約業者の指定の取消し（税務課）	15
○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）	15
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
辞 令	
○伍々 博一ほか	17
教育委員会公告	
○入札公告（県立教育研修所）	17

告 示

兵庫県告示第1024号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
旭松食品株式会社

長野県飯田市駄料1008番地

代表取締役社長 赤 羽 源一郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

旭松食品株式会社 小野工場

小野市新部町字大寺1966

(3) 特定施設に関する事項

種	類	17号 湯煮施設 (No.1 ~ No.4)	
能	力	240kg/回・基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 6 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6 時30分~14時 7.5時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4~4.5	4~5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6,200	8,200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,200	11,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3,000	4,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	210	310
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	45	65
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	5	13
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		5/基	5/基

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種別	型式	構造	主要寸法 (単位メートル)	能力	汚水等の処理方式	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	使用時間の季節的変動の概要	排水処理施設 (既設)			新排水処理施設 (新設)							
											石川島播磨重工業株式	鉄筋コンクリート造	L13.8×W16.3×H5.4	190m ³ /日	上向流嫌気性汚泥床法 (40m ³ /日のみ) + 嫌気好気性汚泥法 + 凝沈砂ろ過	既設	既設	既設	24時間連続	なし	通常
使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	6~8.5	6~8.5	5.8~8.6	5.8~8.6	410	580	15	10	5.8~8.6	6~8.5	6~8.5	6~8.5	6~8.5	5.8~8.6	6~8.5	6~8.5	5.8~8.6			
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	440	510	15	20	440	510	15	15	20	1,100	1,100	1,160	2,090	1,360	1,000	10	15			
	浮遊物質 (単位 mg/L)	55	120	10	15	12	21	0.8	5	5	46	46	9	47	22	13	0.8	1.0			
	窒素含有量 (単位 mg/L)	190	190	190	190	8	8	5	5	190	190	190	190	190	190	100	100	100	100		
	りん含有量 (単位 mg/L)																				
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)																				
	処理後	通常	最大	処理後	通常	最大	通常	最大	処理後	通常	最大	通常	最大	処理前	通常	最大	通常	最大	処理後	通常	最大
	許可後	着手後6箇月	完成後	同左	同左	同左															
	上向流嫌気性汚泥床法 (10m ³ /日のみ) + 好気性汚泥法 + 凝沈砂ろ過																				

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常の値及び最大の値 (単位 m³/日)

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分	変更前		変更後	
	No.1	No.2~No.3	No.1	No.2~No.5
排水				
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	190	290	雨水専用
	最大	190	290	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6~8.5	6~8.5	雨水専用
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	10	雨水専用
	最大	15	15	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15	15	雨水専用
	最大	20	20	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	15	15	雨水専用
	最大	20	20	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	10	10	雨水専用
	最大	15	15	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.8	0.8	雨水専用
	最大	1	1	
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	5	5	雨水専用
	最大	5	5	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成19年10月12日から同年11月2日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び小野市市民安全部地域安全グループ

兵庫県告示第 1025 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 金剛寺土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	北垣篤二	豊岡市金剛寺341番地
同	小川川勇	同 市山本60番地
同	松村勝己	同 市金剛寺369番地
同	松村明人	同 市金剛寺419番地
同	幸岡康夫	同 市金剛寺340番地
同	山根春幸	同 市山本3番地
同	西登己夫	同 市船町87番地の1
監事	北垣敏雄	同 市金剛寺371番地
同	中島義道	同 市山本109番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	北垣篤二	豊岡市金剛寺341番地
同	小川川勇	同 市山本60番地
同	松村勝己	同 市金剛寺369番地
同	松村明人	同 市金剛寺419番地
同	幸岡康夫	同 市金剛寺340番地
同	山根春幸	同 市山本3番地
同	西登己夫	同 市船町87番地の1
監事	北垣敏雄	同 市金剛寺371番地
同	中島義道	同 市山本109番地

2 新田井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大木佐喜夫	豊岡市梶原642番地
同	小畑幸	同 市百合地1053番地
同	岡満夫	同 市河谷690番地
同	山根満	同 市中谷768番地
同	長谷川光信	同 市今森358番地
同	江本發彦	同 市江本162番地
同	寺谷利夫	同 市木内853番地
同	岡本安彦	同 市大篠岡331番地
同	稲葉重男	同 市加陽1128番地
同	関敬次	同 市清冷寺1748番地
同	田中克己	同 市上鉢山810番地
同	斎藤卓美	同 市倉見157番地
監事	金子忠志	同 市立野町18番地の14
同	篠原謙三	同 市駄坂599番地

同	岡 本 信 男	同	市下鉢山303番地
就任役員			
役員の区分		住 所	
理 事	大 木 佐 喜 夫	豊岡市梶原642番地	
同	小 畑 幸 幸	同 市百合地1053番地	
同	岡 満 夫	同 市河谷690番地	
同	中 島 久 規	同 市中谷555番地	
同	長 谷 川 光 信	同 市今森358番地	
同	江 本 發 彦	同 市江本162番地	
同	寺 谷 利 夫	同 市木内853番地	
同	岡 本 安 彦	同 市大篠岡331番地	
同	関 敬 次 男	同 市清冷寺1748番地	
同	稲 葉 重 男	同 市加陽1128番地	
同	田 中 克 己	同 市上鉢山810番地	
同	齋 藤 卓 美	同 市倉見157番地	
監 事	金 子 忠 志	同 市立野町18番地の14	
同	篠 原 謙 三	同 市駄坂599番地	
同	岡 本 信 男	同 市下鉢山303番地	

3 西気土地改良区

退任役員

役員の区分		住 所	
監 事	小 田 根 基 介	豊岡市日高町栗栖野516番地の1	
同	大 田 富 士 雄	同 市日高町東河内97番地	
同	田 中 勝 紀	同 市日高町万場452番地	

兵庫県告示第 1026 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
照来土地改良区	平成19年 9 月11日

兵庫県告示第 1027 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西気土地改良区

氏 名	住 所
岡 森 將 夫	豊岡市日高町名色103番地
岡 谷 忠 則	同 市日高町万場292番地
下 坂 數 眞	同 市日高町栗栖野910番地の1
田 沼 照 夫	同 市日高町万劫361番地
中 島 榮 一	同 市日高町稲葉116番地
水 口 和 美	同 市日高町水口143番地の1

西 村 禧 夫 同 市日高町東河内110番地
井 上 正 治 同 市日高町山田457番地

兵庫県告示第 1028 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年9月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（一般型）小規模	桑の木谷池地区	平成19年10月12日から 同年11月1日まで	洲本市役所

兵庫県告示第 1029 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 養成	幼苗以外 の苗木養成	
和41	井 藤 栄 朝来市山東町溝黒225番地				○	生産事業者 の氏名又は 名称及び住 所に同じ

兵庫県告示第 1030 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字横谷308から314まで、317の1、317の2、318から331まで、332の1、332の2、333から337まで、339の1から339の42まで、341から343まで、344の1、344の2、345から351まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択抜による。

字横谷310、311・327・339の1から339の3まで・339の21・339の29から339の34まで・339の41（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）、312から314まで、317の1、317の2、318から326まで、328、343、344の1、344の2、345から347まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1031 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

洲本市五色町鮎原塔下字白桃475の10

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択抜による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1032 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
津 居 山 区 域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	平成19年9月18日

	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同 上
竹 野 区 域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同 上
	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同 上

兵庫県告示第 1033 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
仮 屋 加 入 区	平成19年9月18日
森 加 入 区	同 上

兵庫県告示第 1034 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（1/4,000空中写真撮影、空中三角測量）
- 2 作業期間
平成19年9月28日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域
姫路市、明石市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、宍粟市、揖保郡太子町及び赤穂郡上郡町

兵庫県告示第 1035 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年10月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年10月12日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 養父朝来線	朝来市上八代字宇田輪13番1から 同市上八代字浅谷77番1まで	旧	6.0から 23.0まで 9.0から 32.0まで	547.0 506.0
		新	9.0から 32.0まで	506.0

兵庫県告示第 1036 号

土地区画整理法（昭和29年法律第19号）第103条第3項の規定により、太子町田中農住組合から太子町田中農住土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第 1037 号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称

兵庫県立丹波並木道中央公園

2 位置

篠山市西古佐、大山下

3 区域

次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び丹波県民局県土整備部柏原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成19年10月14日

兵庫県告示第 1038 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年10月12日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19淡路位置 0001号	19. 9. 26	洲本市上加茂字半田281番1の一部、282番の一部、 283番3の一部	6.00	81.60

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そよかぜねっと

イ 代表者の氏名 竹内 省三

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町青山1丁目26番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神しょうがい者に対し、社会復帰を支援する場として小規模作業所を運営すると共に、精神保健福祉の啓発や交流に関する事業を通じて地域社会との相互理解を深め、当事者を取りまく環境をより豊かにすることで、地域での自立した生活及び社会参加を促進し、ひいては人権が尊重され誰もが安心して暮らせる豊かな地域づくり活動の拠点となることを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人阪神パソコンネット

イ 代表者の氏名 井本 芳助

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市産所町13番21号 高橋ガーデンロイヤル501号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、情報リテラシーの向上促進、障害者・高齢者と地域住民との交流促進に関する事業を行い、高度情報化社会の発展と障害者や高齢者が指導者となりみんなで支え合えるまちづくりの構築に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際協力推進協議会

イ 代表者の氏名 高井 利夫

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町神吉823番地の156

エ 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神に基づき、在日の外国人が日本語及び日本文化を学ぶことを支援する事業を行い、日本人と彼らとの社会的摩擦を小さくし、在日外国人が日本社会にとけこむ環境づくりに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年9月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たけの子クラブ

イ 代表者の氏名 藪口 一男

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区東白川台4丁目4番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の身体障害者（児）及び高齢者に対し、ノーマライゼーションの理念のもと、移送サービス及びデイサービス等を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人部落解放・人権ネット南但地協

イ 代表者の氏名 黒川 全宏

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市伊由市場 379 番地 5

エ 定款に記載された目的

この法人は、部落解放をはじめとした人権問題の解決に関する事業を行い、すべての人々が自分らしく生きることができる、地域社会の創造に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人丹波あすなろの会ひだまり

イ 代表者の氏名 三輪 すみ子

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市柏原町柏原 5117 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの心を大切にして、高齢者とその日常生活を支える人々に対して、介護保険法に基づく事業をはじめ、移送サービス、高齢者福祉に関する相談・助言に関する事業を行い、安心して暮らせる町づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジンジャークラブ

イ 代表者の氏名 長谷川 道子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区田中町 2 丁目 16 番 20 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族や地域住民に対して、食を通じた生活支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人であい

イ 代表者の氏名 倉山 はつえ

ウ 主たる事務所の所在地 加西市鶴野町 2212 番地の 3

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者介護に関する事業及び地域助け合い事業を行い、高齢者、障害者、幼児、児童一人ひとりがその個性と人格を尊重し家庭的な雰囲気の中で各自が自分らしく生活をしながら住み慣れた地域の中で生活が行える社会の実現をめざし、地域福祉の増進に寄与していくことを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あしやNPOセンター

イ 代表者の氏名 樋口 茂

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市船戸町 4-1 ラポルテ本館 4 階 410 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした地域の市民に対して、市民・行政・企業など様々な主体の協

働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造性豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 9 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人のじぎく高砂

イ 代表者の氏名 横山 昌和

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市米田町米田 470 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者就労の支援を通じて地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路心身障害市民懇話会

イ 代表者の氏名 岩本 四十二

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白鳥台1丁目26番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者（児）及び高齢者に対して、保健、福祉に関する情報、サービスを提供する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人花菖蒲とふるさとづくりの会

イ 代表者の氏名 白谷 敏明

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町高所621番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、永年に亘り育成、保存されてきた播州山崎花菖蒲園の1000品種100万本の花菖蒲の育成、研究と管理・運営事業を行うとともに、近隣里山の環境を生かした観光施設の整備や特産物の研究と普及啓発を行い、地域住民との交流を図り、子どもの環境教育を推進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年9月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 山下 ますみ

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市精道町7番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とする心身障害者（児）とその家族など福祉を必要とする人達に対し、相談と支援事業、福祉サービスに係る人材の育成と研修事業を行い、関係機関と福祉団体との連携、地域啓発を図りながら、市民の幅広い支援を得つつ、心身障害者（児）が生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コスモスサービス宝塚

イ 代表者の氏名 山田 信和

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市青葉台1丁目21番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、助け合い及び居宅サービス事業及び雇用促進事業を行うとともに、環境豊かな街づくりのための河川・道路・公園等の公共施設の清掃・緑化事業を

行い、地域の人々が健やかに暮らせる福祉の増進と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の3第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 氏名又は名称   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定の取消年月日   |
|----------|-----------------|------------|
| 丸元商事株式会社 | 西宮市久保町13番18号    | 平成19年8月31日 |

#### 大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ヤマダ電機テックランド三木店  
 所在地 三木市大村621ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ヤマダ電機  
 代表者の氏名 山田 昇  
 住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 3 変更事項  
 (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 変更前  
 174台  
 イ 変更後  
 171台
- 4 変更理由  
 当該店舗にかかる県の意見に対して、以下の措置を講じるため、来客の駐車場の収容台数が減少したため。  
 (1) 県の意見の内容  
 ア 退店車両の生活道路への進入を防止するため、三木市や地域の住民と協議の上、チラシ等により適切な退店ルートのお知らせを図るとともに、交通誘導員を生活道路入口付近にも配置する等の適切な措置を講じること。  
 イ ルートのお知らせを図るとともに、来店車両が右折入庫できないよう適切な措置を講じること。  
 ウ 入庫時の滞留による交通渋滞の発生を防止するため、出入口①付近の駐車スペースを通路化して一般車両を駐車させない等の滞留防止の措置を講ずること。  
 (2) 設置者が講じる措置の内容  
 ア 退店車両が生活道路へ進入することを防止するため、出入口②には「左折禁止看板」を設置して、「右折矢印ペイント」を施し、繁忙時の交通整理員の配置計画については、開店後の状況を見極めた上、所轄警察と協議して配置する。  
 来店者への経路周知として売出しチラシ中や店内掲示にて案内経路を記載し、経路周知の徹底を図る。  
 また退店時に生活道路への進入を防止するため、三木市や地域住民と協議の上、開店時には生活道路へ通じる交差点等に誘導看板を持った交通整理員を配置する。また、開店後の交通量調査及び状況調査を踏まえて、必要に応じ、県、市及び関係機関と協議を行い、適切な対策を講じる。

イ 開店時には敷地西方面に臨時駐車場を確保（約180台）する。また必要があれば状況に応じて臨時駐車場から店舗まで、無料のシャトルバスを運行する。なお敷地内でのシャトルバスの乗降車停車位置は当該店舗の荷さき施設として、来客車両や周辺の交通へ影響を与えないよう配慮する。

誘導経路に乗らず東方向から右折入庫する車両について、この臨時駐車場へ誘導することで、右折入庫を防止する。また来店経路を広域で捉えた場合、右折での入庫が発生しないよう、左折での来店経路を周知するのに効果的な箇所に看板の設置を検討している。

ウ 出入口①から北方向への駐車スペースを入庫時の滞留による交通渋滞の発生を防止するため、県土整備部まちづくり課と協議の上、一部駐車場レイアウトを変更して、通路化する。駐車場スペースを通路化するためパイプバリカーを設置の上、来客用の駐車台数を3台削減するが、法令指針による必要駐車台数の171台は満たしている。通路化することにより、来客車両の速度が増す可能性があるため、開店時には交通整理員による誘導及び安全確保を行う。また通路付近には「徐行」看板を設置して、来客車両へは場内速度の低減化を呼びかける。設置する駐車区画171台の内2台が軽自動車用となるが、既存店実績より普通自動車の駐車区画が不足することは無いものとする。繁忙時など駐車台数の不足が予想される場合には、従業員の来店は公共機関等を利用して、従業員駐車区画を来客用として誘導する。

5 届出年月日

平成19年9月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年10月12日から4月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）三田市三輪複合商業施設

所在地 三田市三輪4丁目224番地 ほか28筆

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 「アミューズメント施設」は、「三田市遊技場等の建築規制に関する条例」に適合するものとする。
- (2) 周辺の交通環境が変わるため、警備員を十分配置し、交通事故がないよう努めること。
- (3) 特定施設及び建設工事にかかる特定建設作業に該当する機器を設置または使用する場合には、環境課に事前の届出をすること。
- (4) 店舗の厨房からの臭気の排出については近隣に影響を与えないようにすること。
- (5) ごみの減量化・資源化推進に伴う事業者としての排出者責任を自覚し、より一層自主的に減量化・資源化を推進すること。
- (6) 駐車場出入り口については、既設の利用をふくめて道路管理課に事前協議を行なうこと。また、既設横断歩道と進入路の位置関係については、安全確保のため5メートルは離すこと。併せて、進入路の構造については事前に道路管理課と協議を行なうこと。
- (7) 駐輪場については、余裕ある台数を確保し、道路管理課に事前協議を行なうこと。また、自動二輪の利用も最近増えているため、周辺市道に不法駐輪がでないように余裕のある駐輪スペースを設けること。
- (8) 駐車場出入り口においてゲートを設置する場合は、ゲート設置の位置等について道路管理課に事前協議を行なうこと。
- (9) 駐車場法に該当する場合は、適法な駐車場を設置し、届出等手続きを行なうこと。また、駐車場法に定めた構造及び設備の基準に基づき計画された駐車場の事前協議を行なうこと。
- (10) 施設オープン時及び特売等開催など混雑が予想される場合は、交通誘導員を適正に配置すること。



- (1) 屋外広告塔など建築物と一体となる広告物については、建築設計段階から都市計画課に事前協議を行なうこと。
- (2) 三輪3丁目交差点から店舗側へ向かう道路100メートル強は通学路となっている。それ以外の道路も児童等が通ると思われるので、安全対策に配慮すること。特に、物品搬入車両等の通行時間については、通学時間との関係を配慮すること。
- (3) 店内外の防犯対策について、適正な措置を講ずること。
- (4) 店舗の屋内外を専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備えると共に、未成年者の不法行為、たむろ、喫煙等の未然防止対策を講じ、その処理にあたっては、より一層、警察等関係機関との連携を密にして対処すること。
- (5) 「兵庫県青少年愛護条例」「三田市良好な居住環境及び青少年の健全な環境の保全に関する条例」を遵守し、自主的に青少年の健全育成を阻害しないように必要な措置を講ずること。

## 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年10月12日から1月間

## 辞 令

平成19年10月1日付

(農林水産部農林水産局長兼普及教育課長)

伍々博一

農林水産部農林水産局普及教育課長兼務を免ずる

(健康生活部環境管理局水質課副課長)

菅原誠

健康生活部環境政策局環境政策課参事に補する

(北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所加西農業改良普及センター所長)

泉谷裕司

農林水産部農林水産局普及教育課長に補する

(淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所北淡路農業改良普及センター所長)

勘如純一

北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所加西農業改良普及センター所長に補する

(中播磨県民局県民生活部福崎健康福祉事務所調整参事兼企画課長)

山根克己

中播磨県民局県民生活部福崎健康福祉事務所企画課長兼務を免ずる

(動物愛護センター主幹兼淡路県民局県民生活部洲本健康福祉事務所主幹)

大屋正俊

動物愛護センター淡路支所長に補する

(中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所姫路農業改良普及センター主幹兼地域課長)

三崎恒敏

淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所北淡路農業改良普及センター所長に補する

## 教育委員会公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月12日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 小林道美

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
教育情報ネットワーク機器一式（賃貸借）
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間  
平成20年2月1日（金）から平成25年1月31日（木）（5年間）
  - (4) 設置場所  
兵庫県立教育研修所ほか160箇所  
（別冊仕様書に記載の設置場所のとおり）
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒673-1421 加東市山国2006-107  
兵庫県立教育研修所 情報教育研修課 担当 難波 池上  
電話 (0795) 42-3104 FAX (0795) 42-5393  
電子メール kanri@hyogo-c.ed.jp
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年10月12日（金）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成19年10月29日（月）午後2時 兵庫県立教育研修所 教育情報棟 講義室
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年11月21日（水）午後2時 兵庫県立教育研修所 教育情報棟 講義室
  - (5) 入札書の提出期限  
（4）の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年11月20日（火）午後5時までに（1）の場所に必着のこと。
- 4 入札者に求められる義務
- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。  
ア 受付期間  
平成19年10月15日（月）から同年11月12日（月）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。

エ 協議結果 平成19年11月15日(木)に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エにより承認された物品で入札すること。

(4) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成19年10月29日(月)までに提出すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月20日(火)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立教育研修所長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年12月中旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :  
Michiharu Kobayashi, Director of Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased :  
Educational Information System 1 set
- (3) Lease period :  
From 1 February 2008 through 31 January 2013
- (4) Lease place :  
Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
17:00 November 12, 2007
- (6) Deadline for tender :  
14:00 November 21, 2007 by direct delivery  
17:00 November 20, 2007 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Kouji Namba, Tamio Ikegami, Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training  
2006-107, Yamakuni, Kato-city, Hyogo, 673-1421, Japan  
Tel : (0795) 42-3104 Fax : (0795) 42-5393 E-mail : kanri@hyogo-c.ed.jp